

京都府地球温暖化対策推進計画の中間案に対する府民意見募集結果

1 意見の募集期間 令和7年12月15日(月)～令和8年1月5日(月)

2 意見募集の結果 13名・団体 46案件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No.	分類	御意見の要旨	京都府の考え方
1	全体	温室効果ガスの排出量削減目標について、より高い目標設定をし、削減のために府民や企業が協力して動かなければと思う。	本計画案では、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け、直線経路での削減目標を設定しているところですが、これまでの京都府環境審議会でのご議論や昨年9月実施の京都府地球温暖化対策条例改正についてのパブリック・コメントにおける削減目標の設定に係るご意見において、「妥当」、「低い」、「高い」という趣旨の様々なご意見をいただいたところです。
2	全体	2035年度と2040年度の削減目標を引き上げていただきたい。	こうした様々なご意見がある中、一層の排出削減と経済成長の同時実現を目指すとともに、府民や事業者をはじめ、オール京都で取り組む共通目標としての2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けた目標を示すことが必要であることから、原案のとおりとします。
3	全体	温室効果ガス削減目標（2035年度(2013年度比)60%削減、2040年度(2013年)73%削減）について、より野心的な目標設定／削減経路を求める。	引き続き、徹底的な省エネルギー対策の推進と再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を促進することで、目標達成に向けた取組を進めてまいります。
4	全体	省エネ独自の目標値が設定されておらず、8つの各分野別取組に分割され、特に家庭や業務、建築、事業活動における省エネのポテンシャルを把握、活用できているのか疑問が残る。省エネを独自の目標に基づく、具体的な削減取組として内訳を明記するべき。	温室効果ガス排出量の削減にあたっては、8つの分野を対象に取組を推進することとし、省エネ対策の推進に加えて、再エネの最大限の導入・利用の促進を図りながら削減目標の達成に努めてまいります。 なお、各分野の取組の推進にあたっては、施策の方向性を確認し、その効果の進捗状況を把握するために適切な指標を選定するとともに、選定した指標ごとに目標水準を設定し、施策の着実な推進を図ることとします。
5	全体	2040年の目指すべき社会像に「ウェルビーイングの向上と環境との共生による安心・安全が実感できる社会」とあるが、公共交通機関のアクセスを促進する開発計画や、ZEBを低所得者層向けにするなど、大胆で実効性のある施策が必要と考える。	ご意見のとおり、「ウェルビーイングの向上と環境との共生による安心・安全が実感できる社会」の実現に向けた実効的な取組が重要であり、いただいたご意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。 なお、京都府におきましては、公営住宅の建替え時においてZEH水準への適合及び太陽光発電設備の設置を進めており、快適かつエネルギー効率が良く経済的な暮らしの実現に向けて取り組んでおります。

6	事業活動 (産業・業務)	個人事業主は脱炭素の取り組みが経済的に難しい。2040年度に目標水準100%を達成するには個人事業主への取り組みが必要。	施策の進捗確認指標にある「特定事業者の温室効果ガス排出量の目標削減率を達成する事業者の割合」(2040年度目標水準:100%)については、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者を対象とするものであり、個人事業主は対象に含まれておりませんが、個人事業主を含めた中小企業等の脱炭素経営推進にあたっては、京都府をはじめ、地域金融機関や中間支援組織等多様な主体と連携したサポートを実施してまいります。
7	事業活動 (産業・業務)	京都府の下水道バイオマスのリサイクル率は近隣府県と比較すると高いが、さらなる下水道バイオマスを有効活用した創エネルギーや下水熱利用を図るべき。 また、生ごみのバイオマスリサイクル率を高めることでプラスチック資源リサイクルによる焼却施設の燃焼効率低下を防ぐことができることを府民に周知することなどにより、より厳格な分別回収の推進につながると考える。	京都府においては、バイオガス発電など資源の有効活用に取り組んでおりますが、引き続き下水道バイオマスを有効活用した創エネルギーの取組を進めてまいります。
8	事業活動 (産業・業務)	「下水汚泥由来の固形燃料や消化ガスなど下水道バイオマスを有効活用した創エネルギーの取組を推進」とありますが、固形燃料化プロセスでは、エネルギーを多く消費、環境への影響、コストも大きいなどの課題の解決も含めて検討するべき。	
9	交通・物流 (運輸)	不要不急の自動車等のアイドリング禁止について、改めて個人や企業に周知し、禁止を徹底していただきたい。	アイドリングによる温室効果ガス発生を抑制し、地球温暖化を防止するため、京都府では京都府地球温暖化対策条例に基づき、アイドリング・ストップを義務付けているところです。府民の皆様には地球温暖化の現状を御理解いただき、脱炭素の行動変容を促していくことは重要な取組と考えていることから、酷暑期や酷寒期などでアイドリング・ストップによる車室の冷暖房の不利用による運転手等の健康に悪影響(熱中症など)を及ぼす懸念がある場合などやむを得ないと認められる場合を除き、府内で自動車を運転する方をはじめ個人や企業等に対して、引き続きアイドリング・ストップ実施に係る周知・啓発等に努めてまいります。
10	交通・物流 (運輸)	自転車の活用について、都市計画全体から考えて、自転車で走りやすい道をどう作っていくかを議論する必要がある。 他部署との連携や、自転車で走りやすい町づくりのための協議会の設置などの記載も加わるといい。	京都府では、京都府域における自転車の活用を推進するため、京都府自転車活用推進協議会を令和元年に設置し、幅広い視点から多様な意見を聴取することとしています。いただいたご意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。
11	交通・物流 (運輸)	「充電インフラの拡充」だけでなく「充電インフラの公共施設への積極的導入」と充電インフラを着実に増やすプランにしていきたい。	本計画案に記載(P41)のとおり、民間事業者等とも連携しながら、公共施設等における充電設備(急速充電器・普通充電器)の整備等を含め、充電インフラの更なる充実に図る取組を推進してまいりたいと考えております。
12	交通・物流 (運輸)	公用車のEV転換だけでなく、府の公共施設に普通充電器の設置を増やしていただきたい。	

13	交通・物流 (運輸)	観光に使えるEVレンタカーまたはEVカーシェアの普及を促進し、その充電する電力を再生可能エネルギー由来の電気とすることで、カーボンニュートラルで移動が可能な観光の選択肢を提供していただきたい。	交通・物流（運輸部門）における排出量削減に向けては、EVに充電する電力も再生可能エネルギー由来であることも重要であるため、いただいたご意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。
14	交通・物流 (運輸)	宅配などEV転換しやすい場面などにおいて、事業者のEV転換を促進するような仕組みを入れていただきたい。	京都府では一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者が対象となる特定事業者制度において、自動車由来の温室効果ガス排出削減に係る取組の実施を重点対策項目の評価基準に設定するなど事業者のEV等の導入拡大を促進してきたところです。今後も、ご意見を踏まえて、事業者のニーズや実情を踏まえた排出量削減の取組を進めてまいります。
15	交通・物流 (運輸)	府内エコカー普及割合を2040年度80%を目指しているが、目標水準を達成しても、エコカーにはハイブリッド自動車（HV）を含むので、パリ協定の理念「化石燃料全廃」に反しているのではないかと。	国においても令和 17（2035）年までに乗用車の新車販売でHVを含めた電動車100%の実現を目指すこととされているところであり、京都府においてもHVを含めたエコカーの普及を目指しているところです。
16	建築物（住宅以外の建築物）	太陽光等再エネ設備の多様な導入形態として、PPAや共同購入等が挙げられているが、市民共同発電所も含めていただきたい。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
17	建築物（住宅以外の建築物）、家庭（電気機器、住宅を含む）	新築建物については、再生可能エネルギー導入や省エネ性能の高いZEB化を義務化してはどうか。 また、京都は古い建物が多いことから、新築以上に既存建築物のエネルギー効率を高めるため、断熱効率アップのためのリフォームや、再生可能エネルギー設備の設置に加えて、古い建物のよさを活かしながら、脱炭素ライフスタイルとなるための優れたデザイン事例などを集め、WEBページなどで紹介等してはどうか。	京都府では、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例により、一定規模以上の建築物を新築・増築する建築主に対し、一定量以上の再生可能エネルギー設備導入を義務付けています。 また、建築物については、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」により省エネ基準適合の義務化がされております。 既存建築物のリフォームについては、断熱窓の設置など脱炭素だけでなく快適性の向上にもつながることも周知し、普及に努めてまいります。
18	家庭（電気機器、住宅を含む）	家庭からの排出削減は大きな課題である。大規模建築物は条例や補助による屋根等への太陽光発電設備の導入促進されているが、一般家庭では、総合的な支援対象が新築に限られている。府民の質の高い脱炭素型ライフスタイルへの転換を強化するために既存住宅も対象にしてほしい。	家庭への再生可能エネルギーの導入については、新築・既築に限らず支援等実施しているところです。また本計画案では、既存住宅の設備更新やリフォームに当たって、健康の維持や快適性の向上につながる窓断熱や、省エネ性能の高い高効率給湯器（ヒートポンプ式電気給湯器・潜熱回収型高効率ガス給湯器等）、家庭用燃料電池の導入等の促進を追加しており、既存住宅への取組も強化し、家庭向け総合的支援を実施してまいります。

19	家庭（電気機器、住宅を含む。）	家庭向け総合支援の図の中にある「WE DO KYOTO！ユースサポーター」が、「（仮称）WE DO KYOTO！Plus」を指すのであれば、文言を統一されてはいかがでしょうか。	「WE DO KYOTO！ユースサポーター」と「（仮称）WE DO KYOTO！Plus」は内容が異なりますので、原文のままとさせていただきます。 「WE DO KYOTO！ユースサポーター」は、脱炭素社会の実現に向けた府民の行動促進等を図るため、環境問題について学び、発信したり、府主催の環境啓発イベントの運営を補助したりいただいている大学生等の若者のボランティアです。 一方「（仮称）WE DO KYOTO！Plus」は、府民の方々の脱炭素意識の向上や行動変容を促し、社会の変革・機運醸成に繋げていくための府民運動の取組の総称です。
20	家庭（電気機器、住宅を含む。）	「日常生活における脱炭素行動の「ひとくふう」などの情報発信による意識向上」ではなく「地域の実践家庭の成功事例（費用・効果・コツを具体的に）の紹介などの情報発信による意識向上」といったように、一工夫ではなく、成功事例の共有が意識向上につながると考える。	温室効果ガス排出量削減効果の高い取組については、導入のハードルが高いと感じられる方もいらっしゃるから、まずは手軽にできる「ひとくふう」を発信することで、その先の削減効果の高い取組へつなげていく1つの方法として考えております。 ご意見を踏まえ、「日常生活における脱炭素行動の『ひとくふう』や実践事例などの情報発信」という表現に修正します。
21	家庭（電気機器、住宅を含む。）	「ひとくふう」で意識向上するとは思えず、また、「ひとくふう」の削減効果はわずかである。削減効果の高い取組（太陽光発電の設置、高効率給湯器・省エネ家電・エコカーへの更新）を促進させるための「しくみづくり」を優先してほしい。	また、削減効果の高い取組については、しくみづくりや支援も含め、引き続き推進してまいります。
22	家庭（電気機器、住宅を含む。）	省エネ性能（断熱・気密・高効率換気）の高い住宅（GX ZEH）とカッコ内の表記を追加変更し、より高性能化を目指してほしい。	本計画案におけるZEHにはGX ZEHも含んでおり、京都府としてはより高性能化を目指して、引き続き取組を実施してまいります。
23	家庭（電気機器、住宅を含む。）	家庭向け総合支援として、太陽光発電設置、高効率温水器設置を促進する仕組みを作してほしい。	家庭向けの脱炭素行動（省エネ・再エネ推進等）について、総合的な支援を実施することとしていますが、ご意見を踏まえて、仕組み作りも含め、今後の施策の参考とさせていただきます。
24	家庭（電気機器、住宅を含む。）	中間支援組織を通じて脱炭素行動を促進した件数について、目標達成のためにどのような施策を行うのか。	京都府地球温暖化防止活動推進センターを「ワンストップ相談・支援窓口」として位置付け、相談機能、コーディネート機能、情報発信機能等を一層強化する他、市町村など多様な主体との連携等によるイベントや取組を実施することで、府民の意識啓発から省エネ・再エネのステップに応じた一貫通貫の支援を行っていくことで目標達成を目指してまいります。
25	家庭（電気機器、住宅を含む。）	家庭の省エネを実効あるものにするためには、既存住宅の高断熱・高气密化（リフォーム）が重要である。中間案では「窓断熱」「エコキュート・エコジョーズ」「エネファーム」の導入促進については書かれているが、住宅の省エネ性能と快適性向上を実現するには壁・床・天井断熱も不可欠なので、この部分に踏み込んで、補助金などの手厚い支援を計画に盛り込んでほしい。	住まいの断熱性能の向上としては、窓だけでなく、壁や床、天井も含めて重要と考えているところであり、ご意見を踏まえ、「新築のみならず、既存住宅の設備更新やリフォームに当たっては、健康の維持や快適性の向上につながる壁や窓などの断熱や」に修正します。

26	再生可能エネルギー (エネルギー転換)	再生可能エネルギーの取組を通じて、エネルギーの地産地消等による地域経済の活性化や、市民参加型での再エネ設置による府民の環境意識向上を図ることができる。地域特性に応じたバイオマス発電や風力発電等、ポテンシャルを最大限活かしながら、住民の合意形成が図られた再エネ事業に期待する。	再生可能エネルギーの導入促進にあたっては、地域共生や環境調和を前提に、再エネ電力の地産地消等による地域経済振興の視点が重要と考えており、耕作放棄地問題の解決に繋がる営農型太陽光発電設備の導入支援等を実施しております。引き続き地域と協働し地域に貢献する再エネ事業の推進に努めてまいりたいと考えております。 また、再生可能エネルギーの最大限の導入にあたっては、あらゆる主体との連携と府民の脱炭素意識の向上が重要と考えており、積極的な周知・啓発を図ってまいりたいと考えております。
27	再生可能エネルギー (エネルギー転換)	電力会社等と連携して、地域に合った再エネの導入と再エネ電力の需要家を結びつけた導入スキームの構築が必要。	再生可能エネルギーにおける具体的な計画を記載した「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン」に導入ポテンシャルを最大限活用する太陽光発電マッチングや府内企業の再生可能エネルギー電力調達支援などの施策を記載しており、そういったスキームの構築に向けて取り組んでまいります。
28	再生可能エネルギー (エネルギー転換)	地域共生には、自治会の長や区長へ説明をして住民合意とせず、住民説明会を十分に行ってほしい。	地域共生にあたっては、地域住民の理解が不可欠と考えており、住民理解を前提とした地域共生型の再生可能エネルギーの導入に取り組んでまいります。
29	再生可能エネルギー (エネルギー転換)	再エネの利用についての意識が十分でない企業や家庭への相談窓口やコーディネーターは大切で、ボランティアレベルではなく、ある程度の専門知識と経験のある方をお願いしたい。 人材育成にも力を入れていただきたい。	府では再生可能エネルギーに関する幅広い知識を有する方を再エネコンシェルジュとして認証し、家庭への導入支援を行っていますが、再エネコンシェルジュのさらなる知識の向上を図る研修にも力を入れてまいります。 また、再生可能エネルギー導入を促進する中間支援体制を強化し、事業者、NPO団体、大学など多様な主体と連携しながら人材育成を進めてまいります。
30	再生可能エネルギー (エネルギー転換)	大学、高校、体育館、学校、病院、高齢者施設、福祉施設、幼稚園や保育園など、地域住民が必要としている公共施設を最優先に、再エネの導入が進むことを期待する。災害時の避難施設となる施設でも多く、福祉避難所となる施設は、必須と考える。 地域住民もかかわる枠組みで導入ができれば、地域との共生・協働が進み、意識も高まるとともに、環境教育にも繋がるのではないかと。	災害時に避難施設として活用できる公共施設等への太陽光発電、蓄電池の設置については、本計画案においても推進することとしています。 また、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例においては、地域協働で再エネ設備を導入するNPO団体等への税制優遇による支援を定めるなどしており、引き続き地域住民や環境教育へ繋がる取組を進めてまいります。
31	再生可能エネルギー (エネルギー転換)	再生可能エネルギーの最大級の導入促進の内容についてはほぼ賛成ですが、具体的にどのように進めていくかが大きな課題であり、意識醸成が一番重要というのが実感である。	ご賛同いただきありがとうございます。 具体的な進め方や意識醸成に係る施策等については京都府再生可能エネルギーの導入等促進プランに記載しておりますので、そちらも併せてご確認ください。 特に意識醸成については、補助金等の情報提供、収支シミュレーション等の実施など、同プランに基づき効果的な取組を進めてまいります。

32	再生可能エネルギー（エネルギー転換）	気候変動抑制を実現するためには、「可能性ある『あらゆる屋根』に太陽光発電パネル設置」というくらい思い切った再エネ振興施策が必要なので、既築建築物について補助金などの手厚い支援を計画に盛り込んでほしい。	これまでも、既築建築物への導入支援を行っており、具体的な施策等については京都府再生可能エネルギーの導入等促進プランに記載しておりますので、そちらも併せてご確認ください。
33	再生可能エネルギー（エネルギー転換）、横断的取組	「水素等次世代エネルギー」との表現がありますが第7次エネルギー基本計画と同じ表現「水素等（水素・アンモニア・合成燃料・合成メタン）次世代エネルギー」にされた方が府民にとってわかりやすいのではないのでしょうか。また、合成燃料や合成メタンについては、府民の認知もまだまだ低いため用語解説に注釈を入れられてはいかがでしょうか。	水素等の「等」に含まれておりますので原案どおりとさせていただきます。
34	代替フロン	代替フロンについて、事業所だけでなく府民にとっても身近な問題であり、広報も含め現在の状況、対策を盛り込んでほしいです。また、EUでは代替フロンのHFC使用量を2030年までに段階的に削減することが決定されていますが、京都府として独自の削減行程、目標を作成しませんか。	<p>ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の排出量の50%以上を業務用機器が占めていることから、フロン排出抑制法に基づき使用時及び廃棄時のフロン類の管理の適正化に取り組んでいるところであり、引き続き、取組を強化してまいります。家庭用機器やカーエアコンについては廃棄時の対策が重要ですが、それぞれ家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づきフロン類の回収が行われているところであり、京都府としても、引き続きHP等や機会を捉えての広報に努めてまいります。</p> <p>国はモントリオール議定書改正に基づき、2029年以降の削減義務（2,145万CO2-t）を達成すべく、グリーン冷媒及びそれを活用した製品の開発・導入を計画的に推進しています。ノンフロン機器の製造が技術的に達成できていないものもあることから、京都府としては、フロン類の排出抑制対策に引き続き取り組んでいくとともに、研修会等において、府内事業者に対し、最新の情報を提供できるよう努めてまいります。</p>
35	廃棄物、環境物品等	プラスチックごみに関する意識は上がっていますが、プラスチックごみを減らす取組は、消費者の努力だけでは限界を感じる。使い捨てプラスチックそのものを減らす施策と、府民へのごみ分別、リサイクルへの協力を呼び掛ける広報をお願いします。	プラスチックごみの削減については、府民の行動変容を促す先進的なビジネスモデルの導入支援や、先進事例を紹介する府民向けセミナーの開催等を実施しているところです。
36	廃棄物、環境物品等	不要なプラごみをまず発生させないことが重要。食品包装のプラ資材（トレイ、包装用袋）のないハダカ売りや（マイ容器持参での）量り売りの推進に力を入れてほしい。取り組み採用事業所への補助や、取り組み採用の商店情報の広報はどうか。	今後も、これらの取組を推進していくとともに、令和8年度に予定している「京都府循環型社会推進計画（第3期）」の見直しにおいて、使い捨てプラスチック削減の取組のあり方について検討する予定です。
37	廃棄物、環境物品等	ゴミ焼却での環境負荷が少しでも減るように、家庭ごみのコンポスト奨励も有用。	家庭用コンポストの利用は、生ごみを減量又は有効活用する方法として効果的であり、現在、京都府内の17の市町村で、家庭用コンポストの購入費用を支援しています。京都府としては、市町村と連携しながら、家庭用コンポストの導入促進に向けた普及啓発等を行ってまいります。

38	気候変動の影響への適応策の推進	京都気候変動適応センターの取組強化のところで、市町村の適応計画作成支援の取組を入れていただきたい。	気候変動対策のためには、適応に係る市町村への支援も重要であることから、ご意見を踏まえ、横断的取組の「市町村や中間支援組織との連携強化」において、「地域の特性に応じた脱炭素化や適応に向けた取組を推進するため、」という表現に修正します。
39	気候変動の影響への適応策の推進	学校等の熱中症対策について、情報発信だけでなく、緩和策にもなる断熱遮熱を高める取組を入れてほしい。府立高校でも対策をすべき。	本計画案の熱中症対策の施策事例として、「日射遮蔽・遮熱、建物の断熱化の推進」としている他、府立高校をはじめとする府有施設については、京都府の実行計画である「府庁の省エネ・創エネ実行プラン（第2期）」において府有施設における建替・改修・設備更新の際は、省エネルギー効果の高い設備の導入や高断熱化を積極的に実施することとしているところです。引き続き、断熱・遮熱を高める取組を進めてまいりたいと考えております。
40	気候変動の影響への適応策の推進	気づきを「与える」という表現には違和感があることから、「促す」に修正してはどうか。	ご意見を踏まえ、「適応に関する気づきを促す情報発信」という表現に修正します。
41	気候変動の影響への適応策の推進	施策事例に「1等米比率80%以上を確保する取組の展開」があるが、1等米信仰によるカメムシ対策の農薬使用により農村部での虫の減少、鳥の減少などが見られる。1等米をめざすのではなく、鳥や虫と共生できる農産物が極上米であるというような価値観を広げて欲しい。また、有機農業米、減農薬米を広げる目標に代えるべきである。	本計画案において、農業における新たな施策事例として「環境保全型農業の推進及び農作物に対する付加価値の創出と消費者への啓発」を追記したところです。農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業について推進してまいりたいと考えております。
42	横断的取組	市町村・中間支援組織との連携として「府域全体で効果的な取組を推進するに当たっての基盤として、府が連携の起点となり、市町村と連携した取組の強化を図るとともに、中間支援組織の取組強化により幅広い主体への支援や協働取組を推進」が実現することは大賛成。府が連携の起点となった取り組みの強化が進むことを期待する。また、再エネの導入促進施策としての事業者とのマッチングの実施にも同様に期待する。	ご賛同いただきありがとうございます。

43	その他	個人や企業に、気候危機の現状について、府のLINEやSNS等も駆使して、今よりさらに情報発信し、行動変革の先導をきっていただきたい。	<p>京都府の実施する取組（府民・学生向けイベントの開催、補助金情報、熱中症対策の呼びかけをはじめとした啓発等）については、京都府HPや各種SNS、府民だより等において発信しているところです。</p> <p>本計画案においても、気候危機の現状や、日常生活における脱炭素行動の「ひとくふう」などの情報発信による意識向上をはじめとした脱炭素型ライフスタイルへの転換のための家庭向け総合支援を実施することとしており、府民の皆様に対する情報発信の強化に引き続き努めてまいります。</p>
44	その他	京都府の地球温暖化対策の事業で開始が遅いものがあるのではないかと。	事業の実施にあたっては、関係機関との必要な調整等を経て開始しているところですが、適切な時期に事業開始ができるよう引き続き努めてまいります。
45	その他	パブリック・コメント実施にあたり、募集ページが見つけにくい。	パブリック・コメントの実施にあたっては、京都府HPトップページや「京都府の地球温暖化対策」ページに広報するとともに、京都府の各地域機関に資料配布しているところです。今後のパブリック・コメント実施にあたっては、京都府HPの「新着情報」にも掲載するなど、広く周知を行ってまいります。
46	その他	府民が政策決定プロセスに参加できるシステムを構築すべき。また、気候政策は府民と協働で行われるべき。無作為抽出で府民を募り、専門的知見の共有と参加者同士の熟議を経て、政策へと反映する「気候市民会議」の開催が必要不可欠であると考えている。	ご意見のとおり、施策の実施にあたっては府民の皆様の意見を取り入れることが重要であり、いただいたご意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。